



資源物のルール

リサイクル可能な缶やびん、ペットボトル、家電製品等を『資源物』として収集しています。集積所に並べられるコンテナやネット容器等に分別をして出してください。

集積所の場所や収集日がわからないときはおたずねください

旧八代

エコエイトやつしろ：☎32-4675

各支所

坂本支所：☎45-2212 千丁支所：☎46-1101 鏡支所：☎52-1115
東陽支所：☎65-2113 泉支所：☎67-2113

資源物一覧

缶類〔アルミ缶・スチール缶〕



8
ページ

上記のマークがついている缶類

- ・軽くすすいでください ・飲料缶や缶詰のふたは「金属製のふた」へ
- ・サビ、汚れがひどいものは「なべ・金物」へ

びん類〔①透明びん②茶色びん③その他の色びん④生きびん〕

9
ページ

- ・びんは軽くすすいでください
- ・割れたびんは色ごとのびんへ

①透明びん

- 飲食物や市販薬などの商品が入っていた無色透明のびん
- ・無色で、すりガラス状のびんも含まれます

②茶色びん

- 飲食物や市販薬などの商品が入っていた茶色のびん

③その他の色びん

- 透明・茶色・乳白色以外のびん
- ・色がわからないびん

④生きびん

- 再利用（リユース）できるもの
- 茶色の一升びん（酒類のみ、調味料は不可）
- 茶色のビールびん（特大も可）
- ・茶色以外や調味料の一升びんや欠けたびんは色ごとのびんへ

ガラス・陶磁器類

10
ページ

板ガラス、コップ、花瓶などのガラス製品、皿や茶碗などの家庭で使用された陶磁器類



※コンクリート、レンガ、瓦、タイルは出せません

なべ・金物

10
ページ

鍋やフライパン、包丁などの刃物類、針金などの細かな金属など

※刃物類は紙や布等に包まず
そのまま出してください



小型電気製品類 (概ね30cm以下の家電製品)

11
ページ

ドライヤー、イヤホンなどの電気製品、ハンディファン、ゲーム機、コード類などの電子機器 等

※電池は取り外し『乾電池』へ、取り外せる充電式電池は『小型充電式電池』へ→ 14ページへ



中型ごみ (概ね60cmまで)

12
ページ

電子レンジ、炊飯器、電気ポット、カセットコンロなどの金属を含む製品

・扇風機、掃除機、自転車などは60cmを超えても出せます



【注意】次のものは出せません

- 家電リサイクル対象製品(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)→ 21ページへ
- パソコン→ 21ページへ

有害危険物

13
ページ

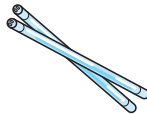
①有害危険物

カミソリ、ライター、体温計(水銀式、アルコール式)、鏡、鉛、磁石、殺虫剤などの缶・びん など



②蛍光灯・電球

家庭で使用された蛍光灯、蛍光管(直管は40W以下)、電球、LED蛍光灯・電球
・割れたものも出せます



③乾電池

アルカリ・マンガン電池(単1形～単6形・9V型)、コイン電池(テープで絶縁して出してください)



※ボタン電池は出せません 電気店などの回収協力店へ→ 14ページへ

④小型充電式電池

カメラ、電動工具などに使用され、本体から取り外せるもの

※出し方など詳細は→ 14ページへ



金属製のふた

15
ページ

ねじ込み式キャップ、缶詰のふた、びんの王冠などの金属のふた



衣類と布類

15
ページ

- ・透明、半透明の袋に入れて出してください
- ・衣類、セーター、タオル・バスタオル、シーツ(薄手)、着物も出せます
- ・ボタン、ファスナー等はつけたまま出せます



紙類〔①紙製容器包装②紙パック③段ボール④新聞・チラシ⑤雑誌・雑紙〕

16
ページ

- ・紙パック以外の紙類は種類ごとに紐で十字に縛って出してください
- ・テープ類は使用しないでください
- ・汚れがひどいもの、濡れたものは燃えるごみへ
- ※雨天時には出さないでください

①紙製容器包装

右記のマークが入った紙製の箱、容器、包装紙、紙袋、紙コップ

・フィルム・シール・プラスチック・ビニールなど取り外してください

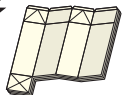


②紙パック

右記のマークが入った紙製の箱容器

・軽くすすいで、切り開いてください

※内側にアルミ箔がついた紙パックは『紙製容器包装』へ



③段ボール

断面が波状のもの



④新聞・チラシ

新聞とチラシを分ける必要はありません(チラシは新聞と一緒に配達された折込広告紙です)



⑤雑誌・雑紙

教科書、文庫本、週刊誌、コピー用紙など
・雑誌と雑紙を分ける必要はありません



ペットボトル



17
ページ

上記のマークが入った飲料水、酒、しょうゆなどのボトル容器

・軽くすすいで、ふたとラベルを外してください

※取り外したふたとラベルは『プラスチック製容器包装』へ

・つぶして出すこともできます



プラスチック製容器包装



17
ページ

上記のマークが入った食品や日用品に使われている袋、トレイ、ボトル、容器など

・軽くすすいで出してください

・容器と包装を分ける必要はありません



プラスチック製品

18
ページ

衣装ケースや洗面器など全体がプラスチックでできている製品

※プラマーク  が入ったボトル類は「プラスチック製容器包装」へ



発泡スチロール

18
ページ

・家電製品などの緩衝材として使用された発泡スチロールも出せます

※汚れや臭い、劣化がひどいものは燃えるごみへ